

建物共済ご加入の皆様へ

静岡県のNOSA I 団体では、農林水産省の指導（別添資料）により現在建物共済にご加入いただいております皆様の加入資格につきまして、改めて調査させていただいております。

その結果、加入資格が無い場合には、継続してご加入いただくことができませんので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。



22 経営第106号

平成22年4月15日

静岡県農業共済組合連合会会長理事 殿

農林水産省経営局長



任意共済事業における引受けの適正化について

任意共済事業は、農業共済組合にあっては組合員を、また、農業共済組合連合会にあっては農作物共済の共済資格者等を対象に実施することとされている。

今般、常例検査等において、一部の組合及び連合会で加入資格を有しない者が任意共済事業に加入している事例が認められたところである。

については、法令、定款等を遵守した適正な任意共済事業の運営を確保するため、農業共済組合連合会は、任意共済に係る共済事業及び保険事業の実施者として、下記事項を徹底されたい。

なお、別添のとおり、都道府県知事あて通知したので申し添える。

記

- 1 役職員、共済連絡員等加入推進に従事する者に対し、会議、研修会等で法令、定款等に定める任意共済事業の加入資格について改めて周知し、無資格者に対して加入推進が行われることのないよう徹底すること。
- 2 農業共済組合連合会が任意共済事業を実施している場合には、加入承諾に当たって営農状況の把握等により加入資格の審査を十分行うこと。
また、農業共済組合連合会が任意共済に係る保険事業を実施している場合には、会員たる農業共済組合に対し、加入承諾に当たっての審査の徹底を求めること。